

隠岐広域連合告示第24号

レインボープラザの指定管理者は、次のとおりである。

令和4年12月19日

隠岐広域連合長 池田高世偉

記

1 管理を行わせる施設の名称

レインボープラザ

2 指定管理者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社 隠岐商事

(2) 所在地 島根県隠岐郡隠岐の島町原田422番地

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

ア 公の施設であることを常に念頭において公平な管理業務を行うこととし、特定の個人、団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。

イ 隠岐島民の松江市における拠点施設という設置目的に基づき、管理業務を行うこと。特に隠岐島民妊産婦が4階離島患者宿泊施設を利用する場合、常時受け入れのできる体制を整えること。

ウ サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。

エ 利用者や隠岐島民の意見を施設の管理運営に反映させるよう努めること。

オ 施設の衛生面には充分留意し清掃を徹底すること。

カ 最小の経費で最大の効果を上げるよう管理業務の効率化に努めること。

(2) 業務の範囲

ア 施設及び設備の維持管理に関する業務

イ 利用の許可に関する業務

ウ 利用料金の収受に関する業務

エ 施設内での朝食提供に関する業務

オ その他レインボープラザの管理運営に関する業務のうち、隠岐広域連合長又は指定管理者が必要と認める業務

4 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで